

平成 28 年度
環境保全のあらまし
(平成 27 年度実績)



武藏村山市

4 産業廃棄物処理業者ばいじん・ダイオキシン調査

ダイオキシン類の発生源は、約9割が身の回りのごみや廃棄物を焼却する時に出ると推定されています。市内には、ダイオキシン類（特にPCDD及びPCDF）の発生源の1つである産業廃棄物焼却処理業を行っている事業所が2箇所あります。このため、市では、この2事業所が、適正に管理運営されているか確認するため、年1回、排ガス中のダイオキシン類とばいじんの測定を行っています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法は、火床面積 0.5 m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上の焼却炉に対し、年 1 回以上、排ガス中等のダイオキシン類の測定及び報告を義務付け、都はその結果を公表しています。

(ア) 産業廃棄物処理業者ダイオキシン類調査結果

(单位: ng-TEQ/m³ N)

※ 平成26年度に実施した比留間運送(株)の調査結果は基準値を超過したが、その後速やかに改善が図られた。

(イ) 産業廃棄物処理業者ばいじん調査結果

(单位: g/m³ N)

【解説】平成 26 年度のダイオキシン類は既設施設に適用される基準値の $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{ N}$ を完全に超過しています。しかし、なぜ超過したのか、また、いかなる改善措置を講じたのかについての説明はいっさいありません。

また、基準値の超過ではありませんが、平成 24 年度のダイオキシン類濃度は基準値の $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{ N}$ でしたので、もしかしたら測定時間帯によっては基準値を超過していた可能性を否定できません。ダイオキシン類対策特別措置法では、年 1 回以上計測すればよいとの規定になっているため、比留間運送(株)では年 1 回しか計測してないと思います。しかも連続測定ではありませんので、計測時にはダイオキシン類が基準値を超過しないように操作することが可能です。例えば、塩素を含有した廃棄物を焼却炉に投入しないとか、過去にいくつかの自治体で塩ビ系の廃プラスチック類を計測の日には焼却しないとかの脱法行為を行って摘発された自治体がありました。

欧州やアジアの中国や韓国、台湾などでは AMESA という常時モニタリング装置によるダイオキシン類濃度の常時観測が法律で義務付けられていますが、日本では法律が施行されて 23 年になりますが、常時測定が義務付けられていません。

何故なのでしょうか。法律を所管する環境省では、当初、ダイオキシン類の計測費用が 1 検体 50 万円から 100 万円以上もする（多分に計測機関が実費用よりも相当高く費用設定をしてボロ儲けをしていた疑いがあります）ことから、特に民間の零細な医師は中小企業に過大な負担をかけられないとの理由からでしたが、その後、今ではダイオキシン類計測費用は 10 万円前後となっていますので、海外のように常時モニタリングを法律を改正して義務付けるべきだったのです。

また、これはダイオキシン類特措法の不備ですが、ダイオキシン類の種類は現在のダイオキシン類対策特別措置法では塩素系のダイオキシン類しか対象にしてませんが、ダイオキシン類の種類には塩素以外に臭素（臭素化ダイオキシン類）やフッ素（フッ素化ダイオキシン類）などがあります。とくに臭素やフッ素はあらゆる日用品や工業原材料に難燃剤（臭素）や防汚剤（フッ素）などとして多用がされてきましたので、これらのいわゆるハロゲン元素を含有した廃棄物（家庭系や産業系）を焼却すれば、塩素化ダイオキシン類の他に臭素化、フッ素化及び塩素・臭素・フッ素が混在した複合ダイオキシン類の発生が起きているはずです。なお、臭素化ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法が制定された際の附帯決議で、今後は臭素系ダイオキシン類も規制対象に加えることと盛り込まれていましたので、環境省は実態把握のために測定はしていましたが、今もって法律には追加規制がされていません。

それどころか今、地下水汚染等で社会問題になっているフッ素及びフッ素化合物を含有した廃棄物の焼却によるフッ素化ダイオキシン類については実態調査すらも行われていません。あの「焦げ付かないフライパン」で一世を風靡したテフロン加工のフライパンを直火にかけば、フッ素化ダイオキシン類が生成しているはずです。米国の家庭でテフロン加工フライパンを直火にかけて調理をしていたところ、室内の鳥かごに飼っていた鳥が突

然枝木から落下して死んだとの報告もありますので、おそらく猛毒のフッ素化ダイオキシン類等が生成してカナリアではないですが、人への警告を発していたのだと思います。

比留間運送(株)の廃棄物焼却炉ではなぜダイオキシン類濃度が高いのでしょうか？通常は塩素系の廃プラスチック類などを含んだ廃棄物を焼却すると、塩素化ダイオキシン類が高濃度に発生することが分かっていますが、比留間運送では、廃プラスチック類は焼却しないことになっています。家庭系のゴミの中には、塩ビラップ類で包装した食材や塩ビ製バッグ類や塩ビ消しゴムなど、あるいは塩ビコーティングした文具類なども使用されて廃棄物となり焼却すれば、ダイオキシン類が発生することは間違いません。

このことを規制監督官庁の東京都及び武藏村山市も基準違反の原因をきちんと調査を行い、その原因に対する抜本的な対策を講じなければ、基準違反は今後も繰り返されることになります。

そして、排ガスで問題となるのは、ダイオキシン類だけで無く、2017年に国際的な「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、日本では2018年に大気汚染防止法を改正して、廃棄物焼却炉からの排ガス中の水銀濃度の排出基準値が設けられたことに伴い、一般廃棄物焼却炉を有する自治体も、民間の産業廃棄物焼却炉も測定が義務付けられることになりましたが、廃棄物処理法では公表が義務付けられていないため、その実態が不明です。比留間運送(株)も排ガス中の水銀濃度については公表していません。実際には水銀だけでは無く、有害なカドミウムや鉛、クロム、ニッケル、モリブデン、アンチモンなども廃棄物中には含まれていますので、排ガスにも含まれて大気中に排出されているはずです。

グリーンピースワールドの調査（資料参照）では、廃棄物焼却炉から数百の未規制の化学物質が排出されており、その中には有害な物質も含まれています。最近では、今年6月に徳島で開催された『第2回環境化学物質3学会合同大会』のポスターセッションで、廃棄物焼却炉から有害な「1,4-ジオキサン」が含まれているとの報告がありました。これまでこの1,4-ジオキサンという有害物質はもっぱら廃棄物の不法投棄は埋立処分場からの流出による水質汚染が問題となっていましたが、この有害物質が焼却による排ガス中からもはじめて検出されました。

＜資料＞「「焼却炉による健康への影響」グリーンピース・エクセター研究所『焼却と健康—一般廃棄物焼却炉の健康影響に関する知識状況—』より
<https://jp.docworkspace.com/d/sIEf4rLvgAbeumqsG>